

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
分野1. 生活の支援(障害福祉サービスの充実)					
分野目標	障害の有無にかかわらず、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。				
(1)「意思決定支援の推進」					
1-(1)-1	意思決定が反映されたサービス等利用計画の作成促進				
	障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障害のある人自らの意思決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 5	市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	市内相談支援事業所の職員が可能な限り障害のある人自らの意思決定が反映されたサービス等利用計画案を作成するために意思決定支援についての周知や、資質の向上を図る研修を実施します。	1-(2)-2	障害者支援課	
1-(1)-2	障害福祉サービス等提供時の合理的配慮の提供促進				
	障害福祉サービス等の提供にあたり、障害のある人が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による合理的配慮の提供を促進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 10	北九州市自立支援協議会の運営	自立支援協議会において意思決定支援に必要な合理的配慮についての周知や、資質の向上を図る研修を実施します。	1-(1)-3 1-(2)-2	障害者支援課	
1-(1)-3	意思決定支援ガイドラインの活用				
	意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 10	北九州市自立支援協議会の運営	自立支援協議会において、障害福祉サービス従事者や行政職員等に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の周知や研修を行い、資質の向上に努めます。	1-(1)-2 1-(2)-2	障害者支援課	
1-(1)-4	成年後見制度の適正利用の促進				
	知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な 者人 による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 138	法律相談及び成年後見制度利用支援事業(成年後見制度)	判断能力が不十分で身寄りのない精神障害者、知的障害者の福祉を図るため、成年後見制度利用支援事業により、生活保護受給者等に対し市長申立てに係る支援を行います。	10-(2)-4	障害者支援課	
既存 140	市民後見人 促進養成 事業 権利擁護・市民後見センター運営補助事業	専門職後見人(弁護士・司法書士等)不足を補う「市民後見人」の養成を行うと共に、法人後見業務を適正に行う団体の運営を補助します。	10-(2)-3	障害者支援課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(2)「障害福祉サービスの質の向上等」					
1-(2)-1	障害の特性に配慮した障害福祉サービスの適切な提供の推進				
	障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、障害の特性(病状の変化や生活の状態等)に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 57	居宅介護	日常生活に支障のある障害のある人等の家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、外出支援等のサービスを提供します。	3-(1)-3 3-(1)-4	障害者支援課
	既存	重度訪問介護	在宅で生活する常時介護が必要な重度の障害のある人に、身体介護や家事援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。	3-(1)-7	障害者支援課
	既存	同行援護	移動に著しい困難がある視覚障害のある人に対して、外出時における移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護を行います。	無	障害者支援課
	既存	行動援護	行動上著しい困難があり常時介護が必要な知的障害又は精神障害のある人に対して、行動する際に生じる危険の回避に必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行います。	無	障害者支援課
	既存 36	生活介護	主に昼間、施設において入浴、排泄及び食事等の介護を行うほか、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力の向上等を行います。	3-(1)-3	障害者支援課
	既存 48	自立訓練(機能訓練)	身体障害のある人や難病の人が自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	無	障害者支援課
	既存 49	自立訓練(生活訓練)	知的障害や精神障害のある人が自立した社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	無	障害者支援課
	既存 50	就労移行支援	一般企業等に就職を希望する65歳未満の障害のある人に、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後の定着支援のための相談等を行います。	5-(2)-1	障害者支援課
	既存 51	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型=雇用型)	5-(4)-1	障害者支援課
	既存 52	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(B型=非雇用型)	5-(4)-1	障害者支援課
	既存 63	療養介護	医療と常時介護を要する障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。	5-(3)-1	障害者支援課
	既存 58	短期入所	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等の支援が受けられなくなった在宅の障害のある人等を短期間施設で預かり、必要な介護等を行います。	1-(3)-4 3-(1)-3	障害者支援課
	既存 71	共同生活援助	グループホームに入居する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。	3-(1)-3	障害者支援課
	既存 64	施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。	5-(3)-1	障害者支援課
	既存	計画相談支援	障害のある方の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成し、障害のある方の自立した生活をきめ細かく支援します。	1-(3)-4	障害者支援課
	既存	地域移行支援	地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。	無	障害者支援課
	既存	地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	無	障害者支援課
既存 46	日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は貸与します。	1-(4)-1 7-(1)-4 8-(3)-2	障害福祉企画課	
既存 146	移動支援事業	屋外での移動に困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促します。	3-(1)-9	障害福祉企画課	
既存 38	訪問入浴サービス事業	在宅や施設等で入浴することが困難な常時介護を要する重度障害のある人に対し、看護師やヘルパーが乗車した移動入浴車を派遣し、入浴サービスを実施します。	3-(1)-7	障害福祉企画課	
既存 22	日中一時支援事業	介護している家族の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に障害者支援施設などにおいて障害のある人や子どもを保護し、保護者の介護負担の軽減を図ります。	1-(3)-4 1-(3)-5	障害福祉企画課	
既存 45	補装具給付事業	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の購入又は修理、借受けに要する費用について補装具費を支給します。	1-(4)-1 8-(3)-2	障害福祉企画課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
1-(2)-2	障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上				
	障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。 また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修 情報等の提供に努めます等を実施します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	事業者指導	集団指導や実地指導を通じて、事業者等に法令を遵守し、適切なサービスを提供するよう指導します。	無	障害者支援課
	既存 5	市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	市内相談支援事業所の職員が障害のある方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かなケアマネジメントが適切に行えるよう資質の向上を図る研修を実施します。	1-(1)-1	障害者支援課
	既存 10	北九州市自立支援協議会の運営	自立支援協議会において障害福祉サービス従事者や行政職員等に向けた研修を行い、資質の向上に努めます。	1-(1)-2 1-(1)-3	障害者支援課
	既存 55	障害児・者ホームヘルパースキルアップ研修事業	※H29事業終了		障害者支援課
	既存 56	社会福祉施設従事者研修事業	老人福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において、利用者のニーズにあった質の高いサービス提供が行われるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や、課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修を実施し、従事職員の質の向上を図ります。	無	保健福祉局総務課
既存 169	発達障害者支援センターの機能の強化(事業所等職員人材育成)	発達障害者支援センター「つばさ」について、関係機関、福祉サービス事業所等職員の技術向上のための人材育成支援等の機能強化を検討します。		障害者支援課	
1-(2)-3	障害福祉サービス事業所等の従事者の処遇改善				
	障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の処遇改善 や職場環境の改善 に向けた取り組みを促し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	事業者指導	集団指導や実地指導を通じて、事業者等の処遇改善の取り組みを促します。	無	障害者支援課	
1-(2)-4	障害福祉サービス事業所等の第三者評価の受審促進				
	障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。 また、障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進等に努めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	事業者指導	集団指導や実地指導を通じて、苦情解決に関する措置を適切に講じるよう事業者等に指導します。	無	障害者支援課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(3)「障害のある子どもに対する支援の充実」					
1-(3)-1	障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進				
	障害のある子どもの発達を支援する観点から、保健・医療・障害福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 16	障害児施設の運営費	市立障害児施設の管理及び運営を市内の社会福祉法人に指定管理し、施設の適正な運営を図ります。	無	障害者支援課
	既存 17	民間心身障害児施設運営補助	民間心身障害児施設の円滑な運営を図るため、施設の運営に対して補助を行います。	無	障害者支援課
	既存	障害者相談支援事業	障害のある方やそのご家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護のための必要な援助等を行い、障害のある方の自立した生活を支援します。	有 3-(1)-1	障害者支援課
	既存 7	発達障害児者支援機関ネットワークの構築	発達障害のある人に対し、乳幼児期から成人期までの一括した支援を行うため、それぞれのライフステージごとに異なった部署で行われている施策全体の調整を行う会議を開催し、情報の共有化や関係機関の連携強化を図ります。	無	障害者支援課
	既存 14	おもちゃライブラリーの運営	市内4ヶ所のおもちゃライブラリーにおいて、おもちゃの貸出、相談等を行います。	無	障害者支援課
既存	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	無	子ども家庭局子育て支援課	
1-(3)-2	障害の特性に応じた適切な保育等の資質向上				
	障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心とした巡回カウンセラー等の派遣等を行い、職員等の資質向上を図ります。また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 15	障害児施設給付費	障害のある子どもに対する日常生活の指導及び知識技能の付与のため、児童福祉施設(入所・通所)において、障害のある子どもに提供したサービスに関する費用を施設に対して支給します。	無	障害者支援課
既存 35	放課後児童クラブの運営体制の充実	障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図ります。また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを推進します。	無	子ども家庭局子育て支援課	
1-(3)-3	障害のある子どもの保育等の利用推進				
	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。また、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、 市立保育所等 での受け入れを行うなど、障害のある子どもが同法に基づく保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 23	障害児保育の充実	通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて集団保育の可能な障害のある子どもの受け入れを行います。また、関係機関の協力のもと、集団保育の可能な重度の障害のある子どもを受け入れます。	無	子ども家庭局保育課
	既存 108	親子通園事業	直営保育所が発達に不安のある子どもや育児に不安のある保護者等を親子で受け入れ、保育所での学びの体験や相談を通じて継続した支援を行います。また、保健、医療、福祉、教育の関係機関と連携しながら、子どもにとって適切と思われる機関への移行も支援します。	1-(3)-6	子ども家庭局保育課
	既存 28	幼児教育の振興	私立幼稚園施設の整備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の指導力、資質の向上を図ります。	無	子ども家庭局幼稚園・こども園課
既存 28	子育て支援機能の充実	未就園児の親子登園や育児サークル支援、預かり保育事業などの実施を支援するとともに、保育所・幼稚園合同研修(障害児保育研修、カウンセリング研修等)を行い、子育て支援機能を高めます。	無	子ども家庭局幼稚園・こども園課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
1-(3)-4	児童発達支援等の支援体制の充実				
	障害のある子どもに対して、児童発達支援や居宅介護、短期入所(ショートステイ)、日中一時支援等の障害福祉サービスを提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 24	障害児等療育支援事業	在宅障害児の福祉向上を目的に、在宅障害児に対する適切な療育を確保するために、専門的療育機能を活用した事業を行います。	1-(3)-5	障害者支援課
	既存 58	短期入所事業	介護者の病気や冠婚葬祭などにより一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害のある子どもを、短期間、施設で預かり(宿泊型・日帰り型)必要な介護等を行います。	1-(2)-1	障害者支援課
	既存 22	日中一時支援事業	介護している家族の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に障害者支援施設などにおいて障害のある人や子どもを保護し、保護者の介護負担の軽減を図ります。	1-(2)-1 1-(3)-5	障害福祉企画課
既存	計画相談支援	障害のある方の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成し、障害のある方の自立した生活をきめ細かく支援します。	1-(2)-1	障害者支援課	
1-(3)-5	在宅重度心身障害児の支援の充実				
	障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児(者)について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 13	在宅心身障害児(者)家庭訪問指導事業	自宅の心身障害児・者及びその保護者を対象に、定期的な家庭訪問を行い、生活指導、療育訓練等を行います。	無	障害福祉企画課
	既存 22	日中一時支援事業	介護している家族の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に障害者支援施設などにおいて障害のある人や子どもを保護し、保護者の介護負担の軽減を図ります。	1-(2)-1 1-(3)-4	障害福祉企画課
既存 24	障害児等療育支援事業	在宅障害児の福祉向上を目的に、在宅障害児に対する適切な療育を確保するために、専門的療育機能を活用した事業を行います。	1-(3)-4	障害者支援課	
1-(3)-6 1-(3)-4へ	育成支援等の家族支援の充実				
	障害のある子どもの特性に合わせた養育支援、保護者負担軽減のための一時的休息(レスパイト)等の家族支援として、短期入所(ショートステイ)や日中一時支援等を実施します。併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
					障害者支援課
1-(3)-76	支援が必要な家族への支援体制の充実				
	心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	ことばと聴こえの相談事業	子どものことばや聴こえに悩みを持つ保護者からの相談に言語聴覚士が応じ、コミュニケーションに関する専門的な情報提供を行います。	3-(1)-9 11-(2)-2	地域リハビリテーション推進課
既存 18	乳幼児発達相談指導事業(わいわい子育て相談)	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援します。	無	子ども家庭局子育て支援課	
既存 108	親子通園事業	直営保育所が発達に不安のある子どもや育児に不安のある保護者等を親子で受け入れ、保育所での学びの体験や相談を通じて継続した支援を行います。また、保健、医療、福祉、教育の関係機関と連携しながら、子どもにとって適切と思われる機関への移行も支援します。	1-(3)-3	子ども家庭局保育課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(4)「福祉用具等の普及促進」					
1-(4)-1	日常生活用具の給付等と普及促進				
	補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行います。また、福祉用具プラザなどにおける福祉用具の展示や相談を通じて、福祉用具に関する情報提供等を行うとともに、その普及を促進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 45	補装具給付事業	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の購入又は修理、借受けに要する費用について補装具費を支給します。	1-(2)-1 8-(3)-2	障害福祉企画課
既存 46	日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は貸与します。	1-(2)-1 7-(1)-4 8-(3)-2	障害福祉企画課	
既存 75	介護実習・普及センターの運営(福祉用具等の普及)	福祉用具の展示や情報提供、介護実習や研修会等を行います。また、リハビリテーション専門職等が用具の選定や適合について相談支援を行います。	無	地域リハビリテーション推進課	
1-(4)-2	身体障害者補助犬の理解促進				
	市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や、理解を深める取り組みを推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 147	補助犬啓発事業	補助犬に対する理解を促進するため、啓発につとめます。身体障害者補助犬方の規定により、補助犬使用者又は受け入れ側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行います。	無	障害者支援課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
分野2. 保健・医療の推進(重度障害者、難病施策の推進)					
分野目標	障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。 特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。				
(1)「精神保健・医療の適切な提供等」					
2-(1)-1	市民のこころの健康づくり				
	学校、職域及び地域における精神保健相談の充実等、市民のこころの健康づくりを推進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 92	精神障害に関する啓発活動	出前講演やリーフレットの配布、家族会活動への後援等を通して、広く市民に精神障害についての普及・啓発を図ります。	11-(2)-2	障害者支援課	
2-(1)-2	精神科医療体制の充実				
	精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。 また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人に対し、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急医療体制の充実を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 81	精神科緊急・救急医療体制整備事業	福岡県、福岡市と共に福岡県精神科救急医療システムを運営し、緊急な救急の患者へ病院を紹介するなど、夜間・休日における精神科緊急・救急医療体制の整備及び適切な医療の確保を行います。	無	障害者支援課
既存 96	夜間・休日精神医療相談事業	夜間・休日の精神疾患急変時等に相談できる窓口を設置し、精神障害のある人や、家族等の不安を軽減することで、地域生活を支援します。	3-(2)-3	障害者支援課	
既存	かかりつけ医こころの健康対応力向上研修	かかりつけ医に対し、うつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、自殺リスクの判定の仕方、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得するための研修を実施します。	無	精神保健福祉センター	
2-(1)-3	精神疾患の予防と早期発見・早期対応				
	精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール等依存症の問題等に取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 93	薬物乱用対策事業	薬物依存症者の治療・社会復帰の支援及びその家族に対する相談・支援体制の充実強化を図るとともに、多方面にわたる関係者との連携及び支援者の育成(研修開催)等により、再乱用防止を推進し、薬物依存症者及びその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。	無	精神保健福祉センター	
既存 94	自殺対策事業	地域における自殺対策を推進するため、自殺対策基本法に基づき、市民に対し自殺対策について啓発を図るとともに、うつ病に関する知識の普及、メンタルヘルスケアに関する取り組み等を行います。 また、市役所内外の関係部局・機関との連携等により、自殺対策の推進体制の強化を図るほか、自殺予防に必要な人材(ゲートキーパー)を育成します。	無	精神保健福祉センター	
2-(1)-4	精神障害のある人を支える人材の育成				
	精神障害のある人の地域移行の取り組み等を担う保健師、精神保健福祉士、心理職等について、人材の育成や連携体制の構築等を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	地域移行支援者研修会	精神障害者の地域移行に携わる、病院、相談事業所、行政等の支援者に対し、研修会の実施等を通して、人材の育成や連携体制の構築を図ります。	無	障害者支援課	
2-(1)-5	精神医療審査会等の適正な運営				
	精神医療における人権の確保を図るため、精神保健福祉法の趣旨に即して、精神医療審査会等の適切な運営に努めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 90	精神障害者保健福祉対策事業	精神保健福祉法に基づき下記事業を実施します。 ・措置入院者医療費等公費負担事業 ・精神医療審査会や精神科病院実地指導等による精神科医療適正化事業 ・精神保健福祉審議会の運営 ・精神保健福祉相談等事業	無	障害者支援課
既存 137	北九州市精神医療審査会	精神医療審査会において、医療保護入院者等の入院届や定期病状報告の審査や、精神科病院に入院中の人またはその家族等から行われた退院・処遇改善請求に関する審査を行います。	無	精神保健福祉センター	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)			
2-(1)-6	精神障害者支援地域協議会の開催			
	地域の精神科医療機関の役割分担や連携、関係機関間の情報の共有等を検討するため精神障害者支援地域協議会を開催します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
新規	精神障害者支援地域協議会	新たに精神障害者支援地域協議会を設置し、措置入院の適正な運用の在り方等を検討します。	無	障害者支援課

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(2)「保健・医療の充実等」					
2-(2)-1	地域のかかりつけ医などの普及				
	様々な障害について、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意するとともに、障害のある人が身近な地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、地域にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師(薬局)を持つことを促進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 84	かかりつけ医の普及啓発	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」の普及啓発を図ります。	無	地域医療課
既存 85	かかりつけ歯科医の普及啓発	身近な地域で、日常的な歯科診療や歯科保健指導を行うとともに、必要に応じて、適切な専門医等を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」の普及啓発を図ります。	無	健康推進課	
既存 86	かかりつけ薬剤師等啓発事業	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。	無	医務薬務課	
2-(2)-2	市立総合療育センターとかかりつけ医の連携推進				
	障害児療育の拠点である総合療育センターの機能充実を図るとともに、特に、発達障害について、市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 25	総合療育センター再整備事業	本市における障害児・者の療育及び医療の中核施設である総合療育センターの再整備を行います。主な内容としては、診療科の増設、病床の増床、ユニットケア方式の導入を行うこととし、幼児期から成人にかけて、より一層の療育の充実を図ります。	4-(4)-1	障害者支援課
既存 26	総合療育センター医療機器整備	障害児療育の拠点である総合療育センターの機能充実を図るため、医療機器の更新や整備を行います。	無	障害者支援課	
既存	かかりつけ医等による発達障害児早期支援	医療関係者団体との連携により、発達障害児の早期発見・早期支援に向けて、療育センターやかかりつけ医、多職種連携による切れ目のない支援体制について検討します。	無	障害者支援課	
2-(2)-3	医療ケアが必要な子どもの支援の推進				
	医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取り組みを推進します。 また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる社会資源の確保に努めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	医療的ケアが必要な子ども等への支援強化	小児等在宅医療推進組織を設立し、医療的ケア児への対応についての技術や知識の共有等を通じて、保健・医療・福祉・保育・教育など、関係者の連携体制の構築や情報の共有に努めます。	3-(1)-6 4-(4)-3	障害者支援課	
2-(2)-4	口腔の健康の保持と増進				
	障害のある人の歯科検診、歯科治療受診の利便性の向上のため、北九州市口腔保健推進会議での意見等を参考に、市歯科医師会や市立総合療育センター歯科等関係機関と連携し、口腔の健康の保持・増進を図る取り組みの検討を進めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	口腔の健康の保持と増進	歯科医療関係者団体や市立総合療育センター歯科等関係機関と連携し、障害のある人の歯科検診、歯科治療受診の利便性の向上及び歯科疾患予防の啓発に向けた取り組みを検討します。	無	健康推進課	
2-(2)-5	医療費助成の普及				
	障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について、自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)、重度障害者医療、特定医療(指定難病)等の医療費の助成を行います。 また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、市政だよりやウェブサイト等により広く周知を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 11	自立支援医療(育成医療) 育成医療の給付	障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、または心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能またはその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成します。	無	子ども家庭局子育て支援課
既存 74	重度障害者医療費支給制度	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級の人の保険診療による医療費の自己負担額を助成します。	無	障害福祉企画課	
既存 44	自立支援医療(更生医療、精神通院医療)	身体障害のある人の身体上の障害を軽減・除去し、日常生活能力等の向上を図るため、指定する医療機関において受けた必要な手術や治療などの医療費等を助成します。(更生医療) また、精神障害のある人に対して、通院による医療費等を助成します。(精神通院医療)	無	障害福祉企画課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(3)「保健・医療を支える人材の育成・確保」					
2-(3)-1	保健・医療を支える職員の資質向上				
	市民の健康相談等を行う保健所、区役所等の職員の資質の向上を図るとともに、 障害のある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう 保健・医療・障害福祉事業従事者間の連携を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 100	発達障害支援者リーダー養成研修	発達障害のある人の療育・教育のリーダーを養成するため、医師、発達障害関係職員、保護者、教師、保育士、保健師などを発達障害の専門機関である国立機関等に派遣し、そこで得た最新の療育・教育方法を市内の支援者に周知します。	3-(2)-1	障害者支援課
既存 6	精神保健福祉に関する教育研修	精神保健福祉業務に関わる行政職員を対象に、精神保健福祉についての知識や対応方法等の研修を実施します。	2-(3)-3 3-(2)-1	精神保健福祉センター	
2-(3)-2	医療従事者に対する障害と障害のある人や子どもの専門的知識の普及				
	障害のある人や子どもの保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対する して、障害に係る専門的な知識や障害福祉の制度等の知識の周知を図ります。 また、 医療機関において 障害のある子どもに対応する方法、 医療機関における 円滑な診療を妨げる行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 98	医療機関等啓発事業	医療従事者や、警察、店舗等に対して、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施するとともに、発達障害の特徴や対応について記載したリーフレットを作成します。	無	障害者支援課
既存 76	身体障害者福祉法第15条指定医師研修会	身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師を対象として、身体障害者診断書・意見書の記入内容の解説や、最新情報の提供を行い、認定技術の向上を図ります。	無	地域リハビリテーション推進課	
2-(3)-3	保健・医療等 関係者の地域 ネットワークづくりや 人材育成				
	障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・ 障害福祉 ・介護の関係者のネットワークづくりや 人材育成等 、地域リハビリテーションの 推進等 に取り組みます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 6	精神保健福祉に関する教育研修	保健・医療・障害福祉・介護の関係者など地域における支援者を対象に、精神保健福祉についての知識や対応方法等の研修を実施します。	2-(3)-1 3-(2)-1	精神保健福祉センター
既存 83	地域リハビリテーション連携推進事業	障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者のネットワークづくりや人材育成など、地域リハビリテーションの推進に取り組みます。	無	地域リハビリテーション推進課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(4)「難病に関する保健・医療施策の推進」					
2-(4)-1	難病患者の医療費助成等				
	難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。 また、小児慢性特定病児童等についても、その疾病にかかっている児童等の家族の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	特定医療費の支給	国が指定する難病の患者で、症状の程度が一定以上の人または高額な医療を継続することが必要な人に対し、指定難病や当該疾病に付随して発生する医療費の一部を助成します。	無	健康推進課
既存	小児慢性特定疾病医療費の支給	国が指定する小児慢性特定疾病の患者で、症状の程度が一定以上の人または高額な医療を継続することが必要な人に対し、小児慢性特定疾病や当該疾病に付随して発生する医療費の一部を助成します。	無	子ども家庭局子育て支援課	
2-(4)-2	難病患者等の在宅療養の支援推進				
	難病患者等に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者等及びその家族の生活の質の向上を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 114	難病支援に関する情報提供	難病サービスガイドやホームページ等により、医療費助成制度や福祉サービスをはじめ、医療相談会などの情報提供を行います。	無	健康推進課
	新規	難病相談支援センターの運営	難病相談支援センターを拠点として、難病患者の療養や就労等の相談対応をはじめ、難病患者や医療福祉関係者への情報提供、患者同士の交流の場の提供を行います。	3-(2)-6 5-(3)-2	健康推進課
	既存	保健、医療、福祉関係者に対する研修等の開催	保健、医療、福祉関係者に対し研修等を開催します。	無	健康推進課
既存	小児慢性特定疾病児童等に関する相談支援	北九州市小児慢性特定疾病支援室を拠点として、小児慢性特定疾病児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した相談支援を行います。	無	子ども家庭局子育て支援課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(5)「障害の原因となる疾病等の予防・治療早期発見」					
2-(5)-1	各種健康診断の普及と関係機関の連携推進				
	妊産婦健診、乳幼児健診、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。 また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 87	各種健康診断	糖尿病等の生活習慣病の予防やがんの早期発見をするために、特定健診や各種がん検診、歯周病検診等を実施するとともに、健康診査の重要性の普及啓発に取り組み、受診促進を図ります。	無	健康推進課	
既存 19	新生児聴覚検査事業	聴覚の障害を早期に発見し、療育を開始することでコミュニケーション形成や言語発達に効果が得られるため、新生児に対し行う聴覚検査費用の一部を助成します。 また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療養に取り組むための支援を行います。	無	子ども家庭局子育て支援課	
2-(5)-2	周産期医療体制の充実				
	周産期医療対策においては、ハイリスク母体・胎児及び新生児等にわたる課題に対応するため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	産婦人科・小児科臨床研修医支援等事業	全国的に不足が生じている産婦人科、小児科医師の確保のため、医師会が主催する後期臨床研修や周産期医療に関する研修等への補助を実施します。	無	地域医療課	
2-(5)-3	地域・在宅での医療の提供体制の充実				
	疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、 救急医療・急性期医療 ・専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅での医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	救急医療体制の維持・確保	夜間・休日における救急医療体制の維持・確保のため、急患センターの運営、テレフォンセンターにおける病院の紹介、輪番病院による初期救急体制等の整備を実施します。	無	地域医療課	
2-(5)-4	北九州市健康づくり推進プランの普及				
	生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防について、「北九州市健康づくり推進プラン」等に基づき推進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	各種健康診断及び受診促進事業	がんや糖尿病などの生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防を図るため、「北九州市健康づくり推進プラン」に基づき、がん検診等の各種健康診査及び受診促進事業を実施します。	無	健康推進課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
分野3. 地域包括ケアシステムの構築(地域移行支援、相談体制の充実)					
分野目標	障害のある人が、自らが望む場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けて、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。				
(1)「地域移行支援・地域生活支援の充実」					
3-(1)-1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築				
	精神障害のある人が地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・障害福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め目指します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	障害者相談支援事業	障害のある方やそのご家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護のための必要な援助等を行い、障害のある方の自立した生活を支援します。	1-(3)-1	障害者支援課	
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障害のある人が地域の一人として安心して生活できるよう、精神科医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等が協議の場を通じて重層的な連携を図ります。	無	障害者支援課	
3-(1)-2	精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実				
	入院中の精神障害のある人の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談をはじめ、地域生活へ移行した後の日常生活や通院治療のフォローアップ、こころの健康に関する相談対応など、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。 また、生活に不都合が生じた場合の施設の受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 165	退院後生活環境相談員の支援	精神科病院に設置される退院後生活環境相談員と地域支援事業者との合同研修等を行い、相談技術の向上と連携の促進を図ります。	無	障害者支援課	
既存 168	ピアサポーターによる相談支援	ピアサポーターの養成を行うとともに、精神科病院への訪問等の活動を通して入院中の精神障害者の退院支援を行います。	無	障害者支援課	
3-(1)-3	精神障害のある人の在宅生活支援				
	家族と在宅生活を送っている障害のある人が、何らかの理由で、家族等からこれまでと同様の支援が受けられなくなった場合においても、継続して地域での生活が維持できるように、在宅生活支援の仕組みを検討します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 57,166	居宅介護	日常生活に支障のある障害のある人等の家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、外出支援等のサービスを提供します。	1-(2)-1 3-(1)-4	障害者支援課
	既存 36,166	生活介護	主に昼間、施設において入浴、排泄及び食事等の介護を行うほか、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力の向上等を行います。	1-(2)-1 3-(1)-4	障害者支援課
既存 58,166	短期入所	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等の支援が受けられなくなった在宅の障害のある人等を短期間施設で預かり、必要な介護等を行います。	1-(2)-1 3-(1)-4	障害者支援課	
既存 71,166	共同生活援助	グループホームに入居する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。	1-(2)-1	障害者支援課	
3-(1)-4	在宅生活を支える障害福祉サービスの充実と地域相談支援の充実				
	在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を提供するための体制の整備を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	新規	精神障害者へのアウトリーチの充実	精神障害者が継続して地域で生活できるよう、アウトリーチの充実を図り、病状が悪化する前に早期に適切な支援に繋がります。	無	障害者支援課
	既存 60	地域相談支援事業	障害のある人が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を推進します。		障害者支援課
	既存 57	居宅介護	日常生活に支障のある障害のある人等の家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、外出支援等のサービスを提供します。	1-(2)-1 3-(1)-3	障害者支援課
	既存 36	生活介護	主に昼間、施設において入浴、排泄及び食事等の介護を行うほか、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力の向上等を行います。	1-(2)-1 3-(1)-3	障害者支援課
	既存 58	短期入所	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等の支援が受けられなくなった在宅の障害のある人等を短期間施設で預かり、必要な介護等を行います。	1-(2)-1 3-(1)-3	障害者支援課
既存 47	徘徊高齢者等SOSネットワークシステム	認知症高齢者等が徘徊行動により所在不明となった場合に、警察や郵便局、区役所、タクシー会社等とのネットワークにより、早期発見・早期保護を図ります。	無	認知症・介護予防センター	
既存 129	地域活動支援センターの運営	障害のある人が、社会との交流促進等を行うために利用する地域活動支援センターの運営事業者に経費の助成を行います。	無	障害者支援課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
3-(1)-5	グループホーム等に対する支援				
	地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援をはじめ、 障害のある人の地域における生活の場のひとつ であるグループホームに対する支援を行うとともに継続的な利用を促進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 61	施設入所者の地域生活への移行(グループホームへの助成)	グループホーム等開設時の備品購入費等の助成事業の継続実施等により、施設入所者の地域生活への移行を促進します。	無	障害者支援課	
既存 72	福祉ホーム事業	障害のある人の地域生活を支援するために事業者が設置する福祉ホームを運営するにあたって必要な経費について、補助金を交付します。	無	障害者支援課	
3-(1)-6	障害福祉施設の整備				
	現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 53	市立障害者施設の運営	市立の障害者施設の運営について、専門性を有する社会福祉法人などの民間活力を導入し、施設の適切な運営やサービスの向上を図ります。	無	障害者支援課	
既存 73	市立障害者施設の再整備	多様化する利用者のニーズに応え、よりきめ細かいサービスを提供するため、意欲、ノウハウ、資金力等を有する社会福祉法人への譲渡を含め、市立障害福祉施設の再整備を進めます。	無	障害者支援課	
3-(1)-6 3-(1)-7	医療ケア等社会資源の整備促進				
	人口呼吸器による呼吸管理を行っていること等により常時介護を必要とする障害のある人が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	医療的ケアの必要な子ども等への支援強化	小児等在宅医療推進組織を設立し、医療的ケア児への対応についての技術や知識の共有等を通じて、保健・医療・福祉・保育・教育など、関係者の連携体制の構築や情報の共有に努めます。	2-(2)-3 4-(4)-3	障害者支援課	
3-(1)-7 3-(1)-8	障害のある人の在宅生活の支援の推進				
	障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 37	重度障害者訪問給食サービス事業	ひとり暮らしの重度障害のある人(身体・知的・精神)に対し、栄養バランスのとれた食事を届けることによって、自立を支援するとともに安否確認を行い、異常時の対応を適切かつ速やかに行います。	無	障害福祉企画課
既存 38	訪問入浴サービス事業	在宅や施設等で入浴することが困難な常時介護を要する重度障害のある人に対し、看護師やヘルパーが乗車した移動入浴車を派遣し、入浴サービスを実施します。	1-(2)-1	障害福祉企画課	
既存	重度訪問介護	在宅で生活する常時介護が必要な重度の障害のある人に、身体介護や家事援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。	1-(2)-1	障害者支援課	
3-(1)-8 3-(1)-9	地域生活支援拠点の整備				
	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点の整備に取り組みます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	相談支援事業	障害のある方やそのご家族等からの緊急時の相談に速やかに応じることができる体制を構築します。	無	障害者支援課	
既存 10	北九州市自立支援協議会の運営	先行事例や、国の見解も踏まえ、関係機関や関係団体と共に、本市の社会資源を活かした拠点整備のあり方について具体的な検討を進めます。	無	障害者支援課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
3-(1)-9 3-(1)-10	地域生活における活動支援の充実				
	外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 146	移動支援事業	屋外での移動に困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促します。	1-(2)-1	障害福祉企画課
	既存	重度障害者大学等進学支援事業	生命維持装置を装着している重度の全身性障害のある人に、大学等の通学や学校内の活動(排泄や食事等)の支援を行います。		障害福祉企画課
	既存 53	市立障害者施設の運営	市立の障害者施設の運営について、専門性を有する社会福祉法人などの民間活力を導入し、施設の適切な運営やサービスの向上を図ります。	無	障害者支援課
	既存 73	市立障害者施設の再整備	多様化する利用者のニーズに応え、よりきめ細かいサービスを提供するため、意欲、ノウハウ、資金力等を有する社会福祉法人への譲渡を含め、市立障害福祉施設の再整備を進めます。	無	障害者支援課
	既存 54	障害福祉施設整備	障害のある人の住まいの場や日中活動の場を確保するとともに、その機能の充実を図るため、市立障害福祉施設の修繕・改修及び備品購入等を行います。また社会福祉法人等が設置する障害福祉施設の建設や大規模改修を助成します。	無	障害者支援課
	既存 78	視聴覚障害者生活教室開催事業	視覚障害のある人に対して、日常生活に必要な訓練・指導を行うとともに、情報を入手しにくい聴覚障害のある人に対して、社会生活上必要な知識を学ぶ機会や意見・情報を交換する生涯学習の場を提供します。	無	障害者支援課
	既存 79	障害者社会適応等訓練事業(オストメイト)	ストマ装具の装着者の社会復帰を促進するため、装具の使用等について正しい知識を深めるとともに、社会生活に必要な基本事項について相談に応じます。	無	障害者支援課
	既存 79	障害者社会適応等訓練事業(音声機能訓練)	疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した人の社会復帰の促進を図るため、食道発声訓練、人口咽頭による発声訓練等を行います。	無	障害者支援課
	既存 79	障害者社会適応等訓練事業(発声訓練)	疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した人の社会復帰の促進を図るため、発声訓練指導者を養成する講習会を開催し、発声法の指導実習等を行います。	無	障害者支援課
	既存	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	中途視覚障害者に対して、歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を実施するとともに、支援者の技術的研修や専門相談を行います。	無	地域リハビリテーション推進課
	既存 80	ことばと聴こえの相談事業	言語・聴覚障害者(児)等のことばや聴こえに不安のある方に、言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練やコミュニケーションに関する専門的な情報提供等の支援を行います。	1-(3)-6 11-(2)-2	地域リハビリテーション推進課
既存 150	障害者社会参加推進センターの運営	障害のある人の地域における自立と社会参加を推進するため、障害者社会参加推進センターにおいて、資格講座の開催や、各種の情報収集及び提供を行うことにより、障害者自らによる社会参加を効果的に推進します。		障害者支援課	
3-(1)-10 3-(1)-11	触法障害者への支援				
	触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、司法関係者や地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 80	触法障害者支援事業	司法関係をはじめとする様々な関係機関との協議や事例を通じて連携を深め、触法障害者が地域で再び犯罪を繰り返さずに生活できるように必要な支援を行う体制を目指します。	無	障害者支援課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(2)「相談支援体制の充実」					
3-(2)-1	相談支援体制の充実				
	障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別、 年齢、性別、状態等 に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。 特に、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 2	高齢者・障害者相談コーナー充実事業	高齢者・障害者相談コーナーの窓口職員のレベルアップのを図るため、研修の充実を図るほか、福岡県主催の相談支援従事者研修に職員を派遣します。	無	障害福祉企画課
	既存 4	障害福祉に係る専門的・技術的指導	障害者への福祉サービスの向上のため、区窓口担当者へ専門的な研修を行います。	無	地域リハビリテーション推進課
	既存 6	精神保健福祉に関する教育研修	精神保健福祉業務に関わる行政職員を対象に、精神保健福祉についての知識や対応方法等の研修を実施します。	2-(3)-1	精神保健福祉センター
	既存 3	出張所における保健福祉相談事業	市民サービスの向上を図るため、大里、曾根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉等に関する相談対応や、申請の受付を行います。	無	市民文化スポーツ局総務区政課
	既存 1	障害者相談支援体制の構築	「よろず相談窓口」である障害者基幹相談支援センターを中心とした障害者相談支援体制の連携強化に努めます。	無	障害者支援課
	既存 93	薬物乱用対策事業	薬物依存症者の治療・社会復帰の支援及びその家族に対する相談・支援体制の充実強化を図るとともに、多方面にわたる関係者との連携及び支援者の育成(研修開催)等により、再乱用防止を推進し、薬物依存症者及びその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。	無	精神保健福祉センター
既存 94	自殺対策事業	地域における自殺対策を推進するため、自殺対策基本法に基づき、市民に対し自殺対策について啓発を図るとともに、うつ病に関する知識の普及、メンタルヘルスケアに関する取り組み等を行います。 また、市役所内外の関係部局・機関との連携等により、自殺対策の推進体制の強化を図るほか、自殺予防に必要な人材(ゲートキーパー)を育成します。	無	精神保健福祉センター	
3-(2)-2	北九州市基幹相談支援センターの充実				
	どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための「よろず相談窓口」として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、アウトリーチ(訪問支援)を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 1	障害者相談支援体制の構築	基幹相談支援センターにおいて対応困難事例の支援方法の検討や情報共有を行い、障害者支援に関する専門性の向上に努めます。	無	障害者支援課	
既存 104	障害者暮らしの相談ダイヤル「障害者ほっ!とダイヤル」の設置(障害者相談支援事業) 障害者相談支援事業	基幹相談支援センターにおいて、夜間・休日も24時間365日、いつでも電話相談を受け付けることができる体制をとっています。	無	障害者支援課	
3-(2)-3	各種相談機関の地域ネットワークの構築				
	基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーをはじめとする区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、地域関係者は、互いに連携・協働し、様々な相談に対応します。 様々な相談機関が地域のネットワークを構築し、支援の必要な人にできるだけ早く気づき、必要な支援へつなぐ体制づくりを進めることにより、障害のある人とその家族を共に支える地域ネットワークの構築を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 10	北九州市自立支援協議会の運営	障害のある方が地域で安心して生活できるように、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域課題の解決に向けて、行政と民間が協議や連携を進めるための場である「北九州市自立支援協議会」の運営を行います。	3-(4)-1	障害者支援課
既存 96	夜間・休日精神医療相談事業	夜間・休日の精神疾患急変時等に相談できる窓口を設置し、精神障害のある人や、家族等の不安を軽減することで、地域生活を支援します。	2-(1)-2	障害者支援課	
3-(2)-4	北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実				
	相談支援事業者の事業運営等の評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 10	北九州市自立支援協議会の運営	北九州市自立支援協議会において、専門部会の見直しや、協議内容を柔軟に変更することで、地域の実情に応じた課題解決の為に協議を行います。	無	障害者支援課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
3-(2)-5	発達障害のある子どもや大人への支援				
	発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを越えた体制づくりを進めます。 併せて、市立総合療育センターとかかりつけ医の連携、発達障害者支援センターを中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉・ 教育・就労・地域社会 等の協働による包括的な支援を進めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 20	発達障害者総合支援事業	発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、ライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」の開催などを行います。	有	障害者支援課
3-(2)-6	難病患者やその家族の支援				
	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、 (仮称) 北九州市難病相談支援センターを拠点に、 地域で生活する 難病患者の 日常生活における 相談・支援を行います。 また、 地域における 難病患者やその家族が 地域で 安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、 情報提供や啓発 、医療相談会等の取り組みを実施します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 174	相談体制の充実	難病患者やその家族等の療養上、日常生活全般にわたる様々な悩みや相談に対応するため、難病相談支援センターを拠点とした相談体制の充実を図ります。	無	健康推進課
	既存 112	難病団体補助事業 難病患者等支援事業	地域における難病患者や家族が安心して療養生活を送ることができるよう、必要な情報提供を行うとともに、患者・家族会等の支援を行います。		健康推進課
既存 173	難病に関する啓発活動	難病に関する情報の収集、啓発及び提供、並びに教育活動、広報活動を通じた難病に関する正しい知識の普及を図ります。	11-(2)-2	健康推進課	
既存	難病相談支援センターの運営	難病相談支援センターを拠点として、難病患者の療養や就労等の相談対応をはじめ、難病患者や医療福祉関係者への情報提供、患者同士の交流の場の提供を行います。	2-(4)-2 5-(3)-2	健康推進課	
3-(2)-7	北九州市難病対策地域協議会の開催				
	難病患者やその家族をはじめ、医療・ 障害 福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 172	難病対策地域協議会の開催	難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。	無	健康推進課
3-(2)-8	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実				
	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 111	高次脳機能障害支援ネットワーク体制整備事業	高次脳機能障害のある人の社会復帰促進を図るため、相談支援や研修会を実施します。	無	障害者支援課
	既存	若年性認知症対策事業	若年性認知症に対する正しい理解の普及啓発や、支援者向け研修会の実施、本人や家族に対する必要な情報提供や相談支援を行います。	11-(2)-2	認知症・介護予防センター(認知症支援対策推進)

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)			
(3)「地域福祉の充実」				
3-(3)-1	地域社会の仕組みづくり			
	障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	無
既存 62	いのちをつなぐネットワーク事業	高齢者をはじめ、支援を必要としている人が社会的に孤立することのないよう、住民と行政の力を結集し、地域における既存の見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくすることによって、地域全体で見守り、必要なサービス等につなげていく取り組みを行います。	無	
既存 59	障害のあるホームレスの自立支援	障害のあるホームレスへの支援を図るため、ホームレス自立支援センターと区役所や関連機関などとの連携を図り自立を支援します。	無	
3-(3)-2	精神障害のある人の地域生活支援			
	精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害のある人の地域移行に関する目標を共有し、住まいの確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	精神障害者の地域移行に関する協議の場の設置	精神障害者の地域移行を円滑に進めるため、精神科医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の関係者による協議の場を設置します。	無	
3-(3)-3	精神障害のある人への地域住民による地域生活の支援			
	精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
既存	精神障害に関する啓発活動	出前講演やリーフレットの配布、家族会活動への後援等を通して、広く市民に精神障害についての普及・啓発を図ります。	2-(1)-1	
3-(3)-4	発達障害者支援地域協議会の開催			
	発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	発達障害者支援地域協議会の設置	当事者・家族、保健・医療・福祉関係者、子育て支援・教育関係者等による協議会を設置し、地域における課題を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等を行います。	無	
3-(3)-5	行動障害等のある人への支援			
	行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めると共に、専門家等による家族支援の強化を図ります。併せて、障害福祉サービス事業所における受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、行動障害への対応に係るスキルアップ研修等を行います。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	行動障害等支援事業	行動障害のある人とその家族を、地域関係者等が見守りや交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。また、障害福祉サービスの従事者を対象に、研修等を行います。	無	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)			
(4)「障害福祉を支える人材の育成・確保支援」				
3-(4)-1	障害のある人を支援する人の支援			
	「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流などの取り組みを充実し、併せて、家族介護者の一時的休息(レスパイト)の観点から、短期入所(ショートステイ)等の利用を進めます。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存 22	日中一時支援事業	介護している家族の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に障害者支援施設などにおいて障害のある人や子どもを保護し、保護者の介護負担の軽減を図ります。	1-(2)-1 1-(3)-4、5
	既存 10	北九州市自立支援協議会の運営	障害のある方が地域で安心して生活できるように、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域課題の解決に向けて、行政と民間が協議や連携を進めるための場である「北九州市自立支援協議会」の運営を行います。	3-(2)-3
既存 34	障害児の長期休暇対策事業	夏休み期間中に特別支援学校において、自主的な活動をしている団体(PTA・実行委員会等)にボランティアを派遣し、活動を支援します。	無	
3-(4)-2	精神障害のある人やその家族同士の分かち合い			
	精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
既存	当事者会・家族会の実施	精神障害のある当事者による当事者会、またその家族による家族会等の事業を実施し、分かち合いの場、情報交換の場などを提供することにより、不安解消に向けた取り組みを行います。	無	
既存 95	ひきこもり地域支援センター事業	「ひきこもり」の問題を抱えた当事者や家族を支援するための相談支援の場、居場所作り、「ひきこもり」に関する情報発信の拠点、関係機関の連携の拠点として、ひきこもり地域支援センターを運営します。	無	
3-(4)-3	ペアレントメンターの育成			
	発達障害のある人の家族に対する心理的ケアと、家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターの養成等を強化します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
既存 103 170	ペアレントメンターの養成	発達障害のある子どもの子育てを経験しているペアレントメンターが、子供との関わりや家庭での過ごし方、利用できるサービス、学校等との関わり等について情報提供を行い、親が抱える不安の軽減を行います。また、ペアレントメンターの養成を強化します。	無	
3-(4)-4	ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動の支援			
	障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存 8	ピアカウンセリング事業	障害のある方やその家族の相談に同じ障害のある方が応じ、自立した生活に必要な情報提供や、障害受容等に向けて主に精神的なサポートを行います。	
	既存 9	身体・知的障害者相談員	障害のある方(障害児を含む)の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力や「つなぎ」を行うことにより障害のある方の福祉の増進を図ります。	10-(2)-5
既存 92 167	セルフヘルプグループ支援	精神障害者の回復、社会復帰、社会参加のためのセルフヘルプ・グループの活動とその重要性について広報・啓発する「セルフヘルプフォーラム」を開催します。また、「セルフヘルプフォーラム」の準備やセルフヘルプグループ間の交流を目的とした「セルフハート会議」を開催します。	11-(2)-1	
既存 120 156	ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対して、障害福祉に関する啓発活動やまちのバリアフリー点検などのボランティア活動に参加する機会を提供するための支援を行うことにより、社会参加を促進します。		